

## 訪問看護重要事項説明書

### 1. 事業開設者

事業開設者	東京都 青梅市 長淵五丁目 1086 番地 医療法人社団 幸悠会 理事長 鈴木隆晴
-------	---

### 2. 事業所の概要

事業所名	医療法人社団幸悠会 あったか訪看護ステーション
所在地	東村山市萩山町 3-26-7
事業所番号	1362790097 号
管理者	松本 広昭
当事業所が提供する訪問看護サービスについての相談・苦情窓口	電話：042-313-0671 FAX：032-313-0672
サービス提供地域	東村山市全域、小平市全域、 東大和市：清原・清水・新堀・仲原・向原 東久留米市：下里・滝山・柳庄・弥生町 その他の地域は要相談。 別途交通費が発生します。

### 3. 事業所の職員体制など

職 種	従事する業務	人 員
管 理 者	業務全般の管理	1 名（サービス担当兼務）
サービス担当職員	サービス担当（看護師等）	2. 5 名以上（管理者兼務含む）

### 4. 営業日時

営 業 日	月曜日～金曜日 但し、国民の祝日、年末年始(12/29～1/3)は除く
営 業 時 間	9:00～17:00 ※必要に応じ、緊急対応いたします。

### 5. 運営の方針

- (1) 事業所は、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるように支援します。
- (2) 事業所は事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めます。

- (3) 事業所は事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者と密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供を心掛けます。

## 6. サービス内容

「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

### (1) 療養上の世話

- ・服薬・睡眠・食事・仕事における生活リズムの確立
- ・調理・清潔・金銭管理・整理整頓など、家事能力や社会技能の取得
- ・家族・友人・職場・地域・病院など、対人関係の改善
- ・交通・通信・金融機関・公共施設など、社会資源活用の支援
- ・薬物療法継続の援助
- ・身体合併症の発症、悪化の防止

### (2) リハビリテーション

### (3) ご家族への療養上の相談(助言・指導)など

## 7. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で別紙のとおりです
- (2) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行しますので、現金でのお支払いとさせていただきます。

## 8. サービスに関する苦情窓口

- (1) 当事業所が行う訪問看護サービスについてのご相談・苦情については、1ページの相談窓口で承ります。
- (2) 当事業所以外に、市役所の苦情窓口などに苦情を伝える事ができます。

## 9. 緊急時および事故発生時の対応方法

- (1) 緊急時および事故発生にあつては、緊急対応の上利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡いたします。
- (2) 当事業所の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の質にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。なお、当事業所は訪問看護事業者総合保障制度に加入しております。

## 10. 秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は硬く秘密を保持します。従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らす事がないよう、必要な措置を講じます。

### 11. 虐待の防止について事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討を行う場を定期的で開催し職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止に関する責任者を選定しています。 責任者:管理者 松本広昭
- (3) 後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 12. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

### 13. 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

### 14. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師などは年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師などは、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問サービスは禁止されていますので、ご了承ください。
- ③ 看護師などに対する贈り物や飲食などのもてなしは、ご遠慮させていただきます感染予防のため、原則としてサービス提供前後に水場をお借りし手洗いさせていただく場合があります。

## 別紙

### ◆利用者負担金(医療保険法定利用料)

・(基本療養費+管理療養費+加算分)×負担割合となります。

① 一般(②、③以外の方)	一割負担	月額上限	12,000 円
② 住民税非課税世帯の方	二割負担	月額上限	8,000 円
③ 一定以上の方※	三割負担	月額上限	44,400 円

### ※一定以上所得者

同一世帯に一定の所得以上(課税所得が 145 万円以上)の 70 歳以上の方又は老人保健対象者がいる方。ただし、70 歳以上の方および老人保健対象者の収入の合計が、一定額未満(単身世帯の場合:年収 484 万円未満、二人以上の世帯の場合:年収 621 万円未満)の方は老人保健の窓口へ届け出て認められれば一割負担となります。

サービス提供地域内では一切交通費はいただきません。サービス提供区域外でのご利用での交通費(1km 毎に 20 円)

### 【一般の健康保険など】

・(基本療養費+管理療養費+加算分)×負担割合となります。

・重症心身障害者医療、ひとり親家庭などの受給者証をお持ちの方は各市町村により自己負担額が変わります。

・サービス提供地域内では一切交通費はいただきません。サービス提供区域外でのご利用での交通費(1 km 毎に 20 円)

### ◆自立支援医療が利用できます。

◆1 ヶ月に支払った利用者負担金が、負担限度額を超えた場合は、超えた金額を市区町村へ申請しますと、超えた金額が高額療養費として支給されます。

※いずれも医療費控除の対象となります。

### ◆その他の利用料

項目	内 訳	利用者負担額
キャンセル料	前日 16 時までに連絡がなかった場合のキャンセル料	1500 円
死後の処置料	訪問看護と連携して行われる死後の処置料	15,000 円
通常業務の実施区域を超える場合の交通費	1km 毎に発生	20 円
休日時間外料金	・土曜・日曜・国民の祝日における利用 ・12/29~1/3 までにおける利用	5,000 円 7,000 円

ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。



訪問看護医療料金				別紙1 令和7年2月現在			
＜負担額計算方法＞①管理療養費＋②基本療養費＋③加算							
管理療養費（医療・精神医療）				金額	基本料金(利用者負担金)		
					1割負担	2割負担	3割負担
管理療養費	管理療養費月の初日			7,670円	767円	1,534円	2,301円
	管理療養費2日目以降	訪問看護管理療養費1		3,000円	300円	600円	900円
		訪問看護管理療養費2		2,500円	250円	500円	750円
基本療養費（精神医療）				金額	基本料金(利用者負担金)		
					1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費	精神科 訪問看護基本料用費 (Ⅰ) (1日につき)	看護師週3日まで	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
		看護師週4日以降	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
			30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		準看護師週3日まで	30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
			30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
		準看護師週4日以降	30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
			30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円
	精神科 訪問看護基本料用費 (Ⅲ) (1日につき)	看護師同一日2人 週3日まで	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
			30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
		看護師同一日2人 週4日以降	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
			30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		看護師同一日3人以上 週3日まで	30分以上	2,780円	278円	556円	834円
			30分未満	2,130円	213円	426円	639円
		看護師同一日3人以上 週4日以降	30分以上	3,280円	328円	656円	984円
			30分未満	2,550円	255円	510円	765円
		準看護師同一日2人 週3日まで	30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
			30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
		準看護師同一日2人 週4日以降	30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
			30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円
		準看護師同一日3人以上 週3日まで	30分以上	2,530円	253円	506円	759円
			30分未満	1,940円	194円	388円	582円
		準看護師同一日3人以上 週4日以降	30分以上	3,030円	303円	606円	909円
			30分未満	2,360円	236円	472円	708円
訪問看護管理療養費(Ⅳ)	外泊中の訪問看護		8,500円	850円	17,000円	2,550円	
加算	複数名訪問看護加算	看護師＋看護師	1日に1回	4,500円	450円	900円	1,350円
		看護師＋准看護師	1日に1回	3,800円	380円	760円	1,140円
	長時間訪問加算(90分超)		1日/週	5,200円	520円	1,040円	1,560円
	退院時共同指導加算			8,000円	800円	1,600円	2,400円
	退院時支援指導加算			6,000円	600円	1,200円	1,800円
	情報提供療養費		月1回	1,500円	150円	300円	450円
	訪問看護医療DX情報活用加算		月1回	50円	5円	10円	15円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		月1回	780円	78円	156円	234円	

医療法人社団幸悠会 あったか訪問看護ステーション 料金表(東村山市)				別紙2
<b>利用料金表(介護保険)</b>		訪問看護費 単位数 地区区分・3等地 11.05円/単位		
		(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
基本料金	20分未満	314	¥3,470	¥347
	30分未満	471	¥5,205	¥520
	30分以上1時間未満	823	¥9,094	¥909
	1時間以上1時間30分未満	1,128	¥12,464	¥1,246
	理学療法士等による訪問の場合(1回につき)	297	¥3,282	¥328
注 同一建物に対する減算に該当する場合			上記単位数の10%減	
注 准看護師が指定訪問看護を行った場合			上記単位数の10%減	
* 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合		上記単位数の25%増		
* 深夜(22:00~6:00)の場合		上記単位数の50%増		
<b>【その他加算】</b>				
		(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
複数名訪問加算	30分未満 1回につき	254	¥2,807	¥281
	30分以上 1回につき	402	¥4,442	¥444
初回加算	1月につき	350	¥3,868	¥387
退院時共同指導加算	1回につき	600	¥6,630	¥663
<b>介護予防訪問看護費</b>				
		(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
基本料金	20分未満	303	¥3,348	¥335
	30分未満	451	¥4,984	¥498
	30分以上1時間未満	794	¥8,774	¥877
	1時間以上1時間30分未満	1,090	¥12,045	¥1,204
	理学療法士等による訪問の場合(1回につき)	284	¥3,138	¥314
注 同一建物に対する減算に該当する場合			上記単位数の10%減	
注 准看護師が指定訪問看護を行った場合			上記単位数の10%減	
* 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合		上記単位数の25%増		
* 深夜(22:00~6:00)の場合		上記単位数の50%増		
<b>【その他加算】</b>				
		(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)
複数名訪問加算	30分未満 1回につき	254	¥2,807	¥281
	30分以上 1回につき	402	¥4,421	¥444
初回加算	1月につき	350	¥3,868	¥387
退院時共同指導加算	1回につき	600	¥6,630	¥663
* 法定代理受領の場合は上記金額の1割。 (ただし、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)				